



自動車燃料費助成券の利用について

市内に住所を有する重度心身障がい者の方を対象に自動車燃料費の一部を助成しています。

自動車燃料費助成券又は福祉タクシー利用券（デマンド交通・乗合型デマンド交通共通）のいずれかの交付となり、重複しての交付はできません。

【対象者】 次の①②③のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けていて、1級又は2級の障がいを有する方
- ② 療育手帳の交付を受けていて、**Ⓐ** 又は **A** の障がいを有する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（有効期限内のもの）の交付を受けていて、1級又は2級の障がいを有する方

【利用できる給油所】

裏面の鴻巣市内の給油所で利用できます。（セルフ給油所を除く）

※給油前に、従業員にご確認ください。

【助成額】 交付は年度内1回限りとなります。

- ① 4月1日時点で交付対象の方（4月1日時点で手帳をお持ちで申請できた方）
申請月にかかわらず1枚700円の助成券を12枚お渡しいたします。
- ② 年度途中で新規に交付対象となった方（新規に対象手帳交付の方又は転入の方）
1枚700円の助成券を月1枚の割合で交付します。 ※申請月により交付枚数が変わります。
例）4月申請…12枚交付 5月申請…11枚交付 6月申請…10枚交付

【利用上の注意事項】

- ① 1回の給油につき、複数枚の利用は可能ですが、おつりは出ません。
- ② 助成券を利用するときは、給油所の従業員に申し出てください。
※この券で給油される場合は、店頭現金価格ではなく、掛売価格となりますので、店頭現金価格とは異なります。（現金価格でご協力いただいている給油所もあります。）
- ③ 助成券の再発行はしません。また、交付した自動車燃料費助成券から福祉タクシー利用券（デマンド交通・乗合型デマンド交通共通）への変更はできません。
- ④ 助成券の有効期限は令和7年3月31日までです。
- ⑤ 次の場合は、助成券を速やかに返還してください。
（イ）死亡したとき （ロ）市外に転出したとき （ハ）その他資格がなくなったとき
- ⑥ 助成券を他人に譲渡するなど不正に使用すると、今後、利用できなくなる場合もあります。

❖翌年度も引続き該当する場合は、翌年度4月1日以降、改めて申請をしてください。

【担当】 障がい福祉課 障がい福祉担当 【TEL】 048-541-1321（内線）2617・2678

【FAX】 048-541-1328